

第 号
令和 年 月 日

納 税 地	
法 人 名	
代表者氏名	殿

国 税 局 長
税 務 署 長

内部取引等に係る事前確認ができない旨の通知書

貴法人から平成 令和 年 月 日付で確認の申出のあった下記の法人が行う内部取引等に係る事前確認については、下記の理由により確認できませんので通知します。

記

1 確認対象内部取引等を行う法人

本店又は主たる事務所の所在地	
法 人 名	
代 表 者 氏 名	

2 理由

--

内部取引等に係る事前確認ができない旨の通知書

1 使用目的

「内部取引等に係る事前確認ができない旨の通知書」（様式3）は、法人から申出のあった内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等又は恒久的施設帰属資本相当額若しくは国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人の事前確認に関する申出について確認できない旨を通知する場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
国税局長 税務署長	通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。
本文	「貴法人から」の文字は、申出法人と通知先法人が異なる場合には抹消する。 「平成 令和」の箇所は、元号に応じ、「平成」又は「令和」のいずれかの文字を抹消する。 「下記の法人が行う」の文字は、確認の対象となる内部取引等を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。
確認内部取引等を行う法人	確認の対象となる内部取引等を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。
理由	確認できない理由を簡潔具体的に、例えば、「貴法人が申し出た内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等は、最も適切な方法であると認められないため確認できません。」等のように記載する。